

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（第一条第一号関係）

改正案	現行
<p>（特例対象会社）</p> <p>第十七条の七の三 法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつてゐるもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（特例対象会社）</p> <p>第三十四条の二十三の二 法第五十二條の二十四第八項に規定する内</p>	<p>（特例対象会社）</p> <p>第十七条の七の三 法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつてゐるもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（特例対象会社）</p> <p>第三十四条の二十三の二 法第五十二條の二十四第八項に規定する内</p>

閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
- 二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

2
2
4
(略)

閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
- 二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

2
2
4
(略)

改正案	現行
<p>（特例対象会社）</p> <p>第十六条の二三 銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法<u>第二十二</u>条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法<u>第二十二</u>条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（特例対象会社）</p> <p>第二十五条の五の三 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内</p>	<p>（特例対象会社）</p> <p>第十六条の二三 銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法<u>第二十二</u>条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法<u>第二十二</u>条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（特例対象会社）</p> <p>第二十五条の五の三 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内</p>

閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつてい

るもの
二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

2
2
4
(略)

閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつてい

るもの
二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

2
2
4
(略)

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）（第一条第四号関係）

改正案	現行
<p>（特例対象会社）</p> <p>第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）<u>第二十二條第一項第八号</u>に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法<u>第二十二條第一項第八号</u>に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの</p> <p>254 (略)</p>	<p>（特例対象会社）</p> <p>第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の五第四項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（信用協同組合等の子法人等（令第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）<u>第二十二條第一項第六号</u>に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法<u>第二十二條第一項第六号</u>に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該信用協同組合等又はその子会社が出資しているもの</p> <p>254 (略)</p>

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二条第一項第一号、第二号イ及びハ、第三号、第五号、第九号並びに第十号に掲げる業務を行う場合に限る。）</p> <p>十の二 （略）</p> <p>十一 財政融資資金の管理及び運用をし、並びに財政投融资計画の執行（財政融資資金の管理及び運用に該当するものを除く。）をする者</p> <p>十二〜二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十二条第一項第一号、第二号イ及びハ、第四号、第七号並びに第八号に掲げる業務を行う場合に限る。）</p> <p>十の二 （略）</p> <p>十一 財政融資資金の管理及び運用をする者</p> <p>十二〜二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次の</p>

<p>各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 第一項第九号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所(第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者に限る。)</p> <p>ホ〜ト (略)</p> <p>二〜四 (略)</p> <p>4〜12 (略)</p>	<p>各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。</p> <p>一 第一項第九号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十五号及び第二十七号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 第十一項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所(第一項第二十五号及び第二十七号に掲げる者に係る届出者に限る。)</p> <p>ホ〜ト (略)</p> <p>二〜四 (略)</p> <p>4〜12 (略)</p>
--	--